

産業廃棄物処分業許可証

住 所 京都府京都市伏見区深草大亀谷大山町77番地の2

氏 名 株式会社浜橋工業
代表取締役 濱橋 松子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

京都府乙訓保健所長 小川 史顕



許可の年月日 平成21年8月31日

許可の有効年月日 平成26年6月29日

1. 事業の範囲

・事業の区分

<中間処理業（破碎）>

①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず ⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑧がれき類 ⑨第13号廃棄物（建設系汚泥、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず及びがれき類をコンクリート固化したものに限る。）

以上9種類（これらのうち特別管理産業廃棄物及び石綿含有産業廃棄物であるものを除く。）

<中間処理業（分離）>

①ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ②がれき類

以上2種類（廃石膏ボードに限り、特別管理産業廃棄物及び石綿含有産業廃棄物であるものを除く。）

<中間処理業（脱水）>

①汚泥（建設系汚泥に限る。）

以上1種類（特別管理産業廃棄物及び石綿含有産業廃棄物であるものを除く。）

<中間処理業（コンクリート固化）>

①汚泥（建設系汚泥に限る。） ②ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ③がれき類

以上3種類（これらのうち特別管理産業廃棄物及び石綿含有産業廃棄物であるものを除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力（最終処分場の場合には埋立地の面積及び埋立容量）、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）

施設の種類の	破 碎 施 設	破 碎 施 設	分 離 施 設
設置場所	京都府長岡京市勝竜寺町一11番地ほか10筆		
設置年月日	平成17年3月31日		
処理能力	199.4t/日(廃プラスチック類)(16時間) 381.8t/日(木くず)(16時間) 806.6t/日(がれき類)(16時間)	960t/日(16時間)	32t/日(16時間)
取り扱う産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、第13号廃棄物（建設系汚泥、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず及びがれき類をコンクリート固化したものに限る。）	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、第13号廃棄物（建設系汚泥、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず及びがれき類をコンクリート固化したものに限る。）	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。）、がれき類（廃石膏ボードに限る。）
許可年月日	平成16年12月2日	平成16年12月2日	
許可番号	6乙保環第63号の3	6乙保環第63号の4	

施設の種類の	脱 水 施 設	コンクリート固化施設
設置場所	京都府長岡京市勝竜寺町一11番地ほか10筆	
設置年月日	平成20年6月11日	
処理能力	168m ³ /日(16時間)	110.25m ³ /日(16時間)
取り扱う産業廃棄物の種類	汚泥（建設系汚泥に限る。）	汚泥（建設系汚泥に限る。）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
許可年月日	平成19年10月4日	
許可番号	9乙保環第63号の1	

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 6 年 6 月 30 日 : 当初許可

平成 11 年 6 月 30 日 : 更新許可

平成 12 年 6 月 12 日 : 変更許可 (取扱う産業廃棄物の種類の追加 (破碎) : ②、④、⑤)

平成 16 年 7 月 23 日 : 更新許可

平成 17 年 4 月 7 日 : 変更許可 (処理施設の更新 : 破碎、処理方法の追加 : 分離)

平成 20 年 7 月 3 日 : 変更許可 (取扱う産業廃棄物の種類の追加 (破碎) : ⑨、処理方法の追加 : 脱水、コンクリート固化、処理能力の変更 : 破碎、分離)

平成 21 年 8 月 31 日 : 更新許可

5. 許可の申請がされた日における規則第 10 条の 4 第 3 項に掲げる基準への適合性

6. 規則第 10 条の 4 第 5 項の規定による許可証の提出の有無 有 無

(日本工業規格 A 列 4 番)